

農業近代化資金利子補給金（継続）

【平成19年度概算決定額：20,245（23,413）千円】

対策のポイント

農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、利子補給を行います。

（利用できる例）

農林中央金庫が国からの利子補給を受けて行う貸付は、原則として都道府県段階では対応できない事業区域が広域で大規模な資金需要に対応するものです。

- ・肥料・飼料製造施設建設資金
- ・乳業工場、食肉加工処理工場建設資金
- ・農産物貯蔵施設、果樹選果施設建設資金

政策目標

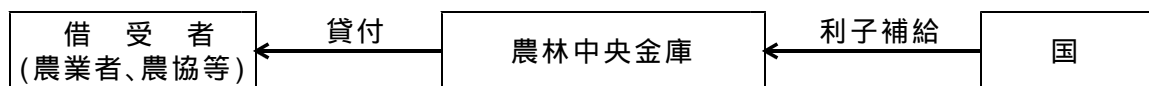
	担い手の育成・確保
<平成17年>	<農業構造の展望（平成27年）>
認定農業者 約20万	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
集落営農 約1万	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

< 内容（制度の仕組み） >

（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づき昭和36年に創設）

1. 国による利子補給事業

国は、農林中央金庫が貸し付けた農業近代化資金に対して、利子補給を行います。



2. 概要

- (1) 貸付対象者：農業を営む者、農業協同組合等
- (2) 資金用途：施設整備、長期運転資金
- (3) 貸付限度額：農業を営む者 個人 180万円、法人・団体 2億円
農業協同組合等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）
- (4) 貸付利率：1.8%（平成18年12月20日現在）
- (5) 償還期限：資金種類に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- (6) 融資率：原則80%以内

[担当課：経営局金融調整課（03-3501-3726（直））]